利用規約書

第1条 入学申込みの成立

アシストICTパソコンスクール入学申込者(以下「受講生」という)は、アシストICTパソコンスクール入学申込書(以下「入学申込書」という)表面の内容および以下の条項を承諾の上、アシストICTパソコンスクール(以下「AICT」という)に対して入学申込みを行い、AICTがこれを承諾した場合において入学申込みが成立します。

第2条 役務の提供

AICTは受講生に対し、AICTの定める学習カリキュラムの中から受講生が選択した入学申込書表面記載の各コースにおけるパソコン操作・知識および技術の教授を提供します。

第3条 入学金・コース料金及び初期費用の支払い

受講生は、入学金・コース料金・初回受講料・その他諸費用は入学申込書表面に記載された金額を契約締結時にAICTへ現金にて支払 うものとします。

第4条 受講料の支払い

- 1. 受講料は毎月一定額の定額受講料です。
- 2. 受講料の支払いは、受講生の預金口座から預金口座振替、または PayPal (定期購読) 払いによるものとします。
- 3. 預金口座振替は、AICTが指定した収納代行会社を利用するものとします。
- 4. 預金口座振替の場合、受講生は収納代行会社との手続きが完了するまで、受講料はAICTへの現金払いおよびAICTが指定する金融機関口座に振込みにて支払うものとします。なお、振込手数料は受講生の負担となります。
- 5. 預金口座振替の場合、受講生は収納代行会社へ提出する預金口座振替申込書に不備があった場合、手続きが完了するまでは、AI CTへの現金払いおよびAICTが指定する金融機関口座に振込みにて支払うこととします。なお、振込手数料は受講生の負担と なります。
- 6. 預金口座振替の場合、受講料の口座振替日は毎月4日となります。振替日が土・日・祝日の場合は、金融機関・銀行の翌営業日が 口座振替日となります。口座振替日の前日までに指定口座へのご入金をお済ませください。金融機関・銀行により当日のご入金で は口座振替が間に合わない場合がございます。PayPal (定期購読) 払いの場合、手続きを行った日が起算日となり、毎月同日が支 払い日となります。
- 7. 受講料は、その月に受講されなくても毎月お支払いいただきます。
- 8. 預金口座振替の場合、預金口座振替にて残高不足などの理由により口座振替ができなかった場合は、受講生はAICTへ当月末日までに未納付額を現金にて支払うものとします。お支払いいただけない場合、AICTは受講生へ「督促状」をお送りいたします。なお督促状をお送りする際には、別途事務手数料(200円)が発生いたします。

第5条 指導期間および指導回数

- 1. 受講生への指導期間は、受講生が退会するまで、または受講資格を喪失するまでとします。
- 2. 受講生は事前に予約をすることで、AICTの開校日に1日につき2時間までの指導を受けることができます。
- 3. 6カ月以上の受講が条件となります。やむを得ず、6カ月未満での退校の場合、受講料の差額をお支払い頂きます。

第6条 入学の取り消し

AICTは初回の受講開始後に、既に支払い済の入学金・コース料金・受講料・諸費用等その他入学申込書表面に記載された金額は、理由の如何を問わずこれを返金しません。ただし、受講者から初回受講開始以前に受講取り消しの申し出を受け、AICTがこれを認めた場合を除きます。なお、役務提供期間が2カ月を超えかつ総支払額が5万円を超えるものはクーリングオフ制度の適用となります。

クーリングオフ制度

- ① 役務提供期間が2カ月を超え契約金額が5万円を超えるものは、契約内容を記した書面が交付された日を含めて8日間はクーリングオフにより無条件解約ができます。
- ② クーリングオフの効力は当該契約の解除に関わる書面を発信した時から生じます。
- ③ 損害賠償や違約金を支払う必要はありません。

④ 既に受講した場合でも対価支払義務はありません

第7条 退校

- 1. 預金口座振替の場合、受講生は退校を希望される月の前月15日までにAICTへ所定の退校依頼書を提出することにより、預金口座振替を停止し退校することができます。提出期限を過ぎた場合は、希望される退校月の翌月扱いとなります。なお、口頭や電話による手続きはできません。PayPal (定期購読) 払いの場合、次回起算日までに定期購読のキャンセルを行うことで退校することができます。
- 2. 退校手続きに伴う手続き費用、条件等は所定の退校依頼書に記載する事項に従うこととします。
- 3. 受講生の退校に際し、受講生がAICTに対して債務(商品購入代金等)を負担している場合は、退校日までに遅滞なく支払いを 行うものとします。

第8条 休学

- 1. 受講生は入学後1回に限り2か月以上6カ月を限度に休学することができ、その期間の受講料の支払いは不要です。ただし、6か月に満たない休校に関しては、受講料1カ月分の手数料をいただきます。復帰後に充当させていただきます。
- 2. 受講生は休学を希望される月の前月15日までにAICTへ所定の休学依頼書を提出することにより、預金口座振替を停止し休学することができます。提出期限を過ぎた場合は、希望される休会月の翌月扱いとなります。なお、口頭や電話による手続きはできません。PayPal (定期購読)払いの場合、次回起算日までに定期購読のキャンセルを行うことで休学することができます。
- 3. 休学手続きに伴う手続き費用、条件等は所定の休学依頼書に記載する事項に従うこととします。

第9条 閉校

天災、地変、その他不可抗力により役務提供が不可能となるとき、施設の改造、修理のとき、経営上重大な理由があるとき等、教室を閉 校することがあります。尚、この場合受講生に対する保証は行いません。

第10条 譲渡

受講生は受講資格を第三者に譲渡することはできません。

第11条 資格

受講生は次の場合にその受講資格を失います。ただし、受講生はその受講資格を失った場合においても、AICTに対して債務(商品購入代金等)を負担する場合、その債務の支払いは遅滞なく行うものとします。

- 1. 受講生本人の都合による退校の申し出をAICTが了承したとき
- 2. 受講生ご本人の死亡
- 3. 受講生がAICTの教室の名誉もしくは信用を傷つけまたは秩序を乱したとき

第12条 個人情報の保護

本契約に際し、AICTが収集した受講生に関する個人情報に関しては、AICTの定めるプライバシーポリシーに定めるところによるものとします。

附則

- 1. AICTは必要と認めた場合、やむを得ず利用規約・カリキュラム・システム・諸料金の改定を行うこととし、書面にて受講生へ通知するものとします。
- 2. 本規約に定めなき事項及び業務運営上必要な細則はAICTの決定によるものとします。
- 3. 本規約に違反された場合には、直ちにAICTより退校をいただきます。

令和5年1月5日改訂